



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表執行役社長 各務 嘉郎
(コード：6669・東証 J A S D A Q)
問合せ先 経営企画部門執行役員 梶原 慶枝
(TEL. 075-415-8280)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」及び「業務分掌規程」等により、執行役の権限及び責任の範囲を明確に定めており、監査委員会は定期的に執行役のヒアリングを行うとともに、当社の取締役会は原則毎月開催される定時取締役会において、執行役及び執行役員から職務執行状況の報告を受ける等により執行役の職務を監督する。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の意思決定及び職務執行に係る情報（経営幹部会をはじめ各種主要会議の議事録及び会議資料）について、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切にこの情報の保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを推進する体制として代表執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、全社で一体化したリスク管理を行う。
- (2) 当社子会社においても、その規模、特性を踏まえて当社の社内規程その他に準じて規程等を整備し損失の危険等の管理に係る体制を整備する。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループ会社の中期経営計画、年度予算を承認する。
- (2) 取締役会は、執行役の権限、責任を適正に定め、執行役は「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、執行役、執行役員、使用人の権限、責任を明確化する。
- (3) 当社は、執行役、執行役員で構成する「経営幹部会」を原則毎週 1 回開催し、業務執行上の当社グループ会社における重要課題について報告・検討を行う。

- (4) 上記事項の実施を通じて、子会社における取締役等の業務が効率的に実行されることを確保する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスに係る基本方針及びコンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、使用人に対し法令、社会規範、倫理などについて継続的な教育の実施等によりこれを遵守させる。
- (2) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」の定めに基づき各組織及び当社グループ会社の監査を適切かつ合理的に実施するとともに、監査全般について監査委員会と緊密に連携し業務を遂行する。
- (3) 当社グループ会社における法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として内部通報制度を構築し、当該制度を活用することによりリスクの早期発見と的確に対応できる体制を整備する。

6. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、各グループ子会社代表の業務執行状況を監視・監督するとともに、適正な業務運営のための管理体制及びコンプライアンス、リスク管理の体制整備を支援する。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
- (3) 各子会社代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図り、グループ間取引に際し不適切な取引の発生防止に努める。
- (4) 当社の内部監査部署は、当社及びグループ会社の内部監査を定期的実施し、指摘事項に対する改善策の進捗状況を確認するとともに、その結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告する。

7. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助するために、事務局に内部監査担当者及び兼務発令による内部監査スタッフを配置する。
- (2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

8. 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- (1) 監査委員会の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については監査委員会の承認を得るものとする。
- (2) 監査委員会から監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して当社執行役の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人の独立性を尊重し、監査委員会の当該使用人に対する指揮命令体制を確保する。

9. 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査委員会と代表執行役が定期的に意見交換をする機会を確保する。
- (2) 監査委員会の職務を補助する使用人が、監査委員会の指示により社内の主要な会議に出席しその内容を監査委員会に報告する機会を確保する。
- (3) その他、執行役員・使用人から監査委員会への個別報告を通じて、適切な報告体制を確保する。
- (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人が、当社の監査委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- (5) 当社の監査委員がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が、当該監査委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

10. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査委員会事務局を設け事務局長に内部監査責任者を配置し、必要に応じて監査業務が実効的に行われるための、専門的立場から補佐ができる使用人に兼務発令を行いこれを配置する。
- (2) 当社は、内部通報制度の運用を通じて監査委員会への情報提供が行われる体制を確保する。

以上